

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

1. なぜ取り組むのか（背景・目的）

自社だけでは限界がある（技術・販路・人材）

他社と組むことで新しいビジネスの可能性が広がる

事業を引き継ぎたい企業と、受け継ぎたい企業をつなげることで

地域や産業が元気になる

2. 主な取り組み内容

企業同士のマッチング支援

→ 技術・サービス・課題をもとに、連携先企業を探すお手伝い

オープンイノベーションの支援

→ スタートアップや他業種との連携の機会づくり（例：紹介、勉強会など）

M&A・事業承継のサポート

→ 後継者不在の会社と、事業を引き継ぎたい会社をつなぐ

→ 必要に応じて専門家（税理士・弁護士など）とも連携

3. 当社の役割

両社の間に立って話をまとめる調整役（コーディネーター）

小回りの利く支援（個別相談、秘密厳守、小規模でも対応）

4. 今後目指すこと

地域や業種を問わず、小さな企業でも連携できる環境をつくる

オープンな関係づくりで、新しい事業や働き方を広げていく

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

c. 専門人材マッチング

1. 目的・背景

中小企業や個人事業では、一時的に専門的な知識やスキルが必要になることがある

（例：IT 導入、海外展開、事業承継、商品開発など）

でも、専門人材を正社員で雇うのは難しい
→ 必要なときだけ頼れる人材とのマッチングを支援

2. 支援内容

企業のニーズをヒアリング（例：「EC サイトを作りたい」「補助金を申請したい」など）
それに合った専門家を紹介（例：IT エンジニア、デザイナー、中小企業診断士、税理士など）
必要に応じて契約サポートや打ち合わせ調整も支援

3. 特徴

単発の仕事でも対応（スポット支援）
専門家との相性やコスト感も相談にのれる
地元だけでなく全国・オンライン対応の人材ともつなげられる

4. 今後に向けて

「困ったときに相談できる人」を見つけやすいしくみをつくりたい
企業と専門人材の長期的な関係づくりもサポートしていく

- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2025年10月14日

カルデラ株式会社

企業名

代表取役社長 嶋田多美子

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。